

令和 5 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3月定例会付託案件 1

令和 6 年 3 月 1 1 日（月曜日）

議会運営委員会会議録

令和6年3月11日 月曜日

午後2時16分開議

午後2時21分閉議（実時間5分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第22号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	橋本貴喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	山本幸廣君
議長	田方芳信君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室

人事課長 松本康祐君

○記録担当書記 島田義信君
田島麗子君

（午後2時16分 開会）

○委員長（増田一喜君） 皆様、こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）本会議終了後

のお疲れのところ、誠に申し訳ありませんけれども。定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎議案第22号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長（増田一喜君） 本日の委員会に付します案件は、タブレット端末のレジュメのとおりであります。

それでは、当委員会に付託となりました、議案第22号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（松本康祐君） 皆様こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の松本でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○人事課長（松本康祐君） 議案書は45ページからになります。また、説明につきましては、議案第22号関係資料を使って説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、八代市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬の月額を改定するに当たり、必要な改正を行うものでございます。

このたび、市長の諮問に基づき、令和5年10月から11月にかけて審議会が開催され、令和6年1月に答申が行われました。審議会においては、新型コロナウイルスの5類感染症移行による社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、市税の推移や新庁舎建設の影響を含めた中期的な財政の見直し等の面からも調査・審議を行った結果、令和3年4月から一律3%減額している特別職報酬等の額を令和3年度の減額前の水準に戻すべきであるとの結論に達しております。

本答申については、審議会へ十分慎重に検討

されたものであり、その答申内容は尊重すべきものであるとの判断から、答申のと通りの改定としております。

次に、2、改正の内容でございますが、議長につきましては、現行の月額49万円を1万6000円引き上げ、50万6000円に、副議長につきましては、現行の月額44万6000円を1万4000円引き上げ、46万円に、議員につきましては、現行の月額41万8000円を1万3000円引き上げ、43万1000円に改定をお願いするものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和6年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 確認ですが、改正後の金額というのは、もともとの条例に定められている金額ということで認識してよろしいですか。それとも、もともと条例に、過去の条例とかです、定められとった金額に戻るということで認識しているのかということです。

○人事課長（松本康祐君） 委員おっしゃるとおり、元の金額に戻るという認識でございます。（委員大倉裕一君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 議員報酬については、もう以前議員の中で、自分たちで自分の報酬決めるのは非常に、何て言うんでしょう、心苦しいと、市民の目から公平性がないというそういう声があって、その当時、八代市特別職報酬等審議会の中で任せようという、そういうお互いの取決めがあったと私は記憶しております。

今回については、この審議会の答申どおり、そこについては従うべきということで私は賛同

したいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。それでは、これより採決いたします。

議案第22号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

（午後2時21分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年3月11日

議会運営委員会

委員長